論文

第宅とトジ

――日本古代における行幸叙位時の「室」記載によせて――

伊集院葉子

キーワード：第宅　刀自　行幸叙位　室　女官

はじめに

古代史料において既婚女性が「室」と記された場合、これまでは、高位高官のいわゆる「正妻」を意味するものだと認識されてきた。しかし、六国史に記録された貴族男女の婚姻事例を見ていくと、「室」の用法の特殊性に気づかされる。令制施行以降の六国史の記述において婚姻関係を示す表記は、次の四類型に大別することができる。

i　「某の妻」型……家原音那[1]、藤原法壱[2]ら。

ii　「某の母」（ないしは祖母）型……県犬養橘三千代などの薨伝[3]。

iii　「其室」型……県犬養八重[4]ら。

iv　「適某」型……能登内親王[5]ら。

このうち、i ii iv型は、『続日本紀』以降、『日本三代実録』まで現れるが、iiiの「其室」型は、『続日本紀』に集中的に現れ、しかも『日本後紀』以降とは明らかに異なる使われ方をしている。「其室」は、一例を除いて行幸叙位記事にの

み登場するのである。

しかし、これまでの婚姻史・家族史の研究では、女性配偶者の呼称として、嫡妻制の成立に関する論争の中で「妻」「妾」の別や「正妻」「次妻」の意味が検討され、高官の「正妻」の呼称については「北政所」「北の方」の成立過程などが検討されてきたが、『続日本紀』の「室」記載については踏み込んだ検討はされてこなかった[6]。また、行幸の面からは、奈良時代に始まる臣下第宅への行幸の目的などが考察されてきたが[7]、行幸叙位の際の女性配偶者の呼称については言及されなかった。女官の叙位という面からは、野村忠夫氏が『後宮と女官』（一九七八年、教育社）のなかで、八世紀に行幸叙位された妻たちの例に触れたが、「夫の地歩に並んで昇進する宮人のパターン」（一七七頁）の一形態と見なされ、この視点が今日も通説になっている[8]。ところが、『続日本紀』において「其室」は、一例を除いて行幸叙位記事でのみ使われ、薨卒記事で一つの使用例があるほかは、婚姻関係を記す記事においては、「継室」「賢室」という言葉が現れることはあっても、「其室」は基本的には使用されないのである。『続日本紀』のこの用法は、「其室」という言葉には、たんなる「妻」には留まらない意味が含まれていることを示唆していると考えられる。

行幸叙位において、なぜ「妻」ではなく「其室」と表記されたのだろうか。逆に、行幸叙位以外で「其室」が使用されないのはなぜなのか。本稿では、『続日本紀』における「其室」の意味するところを検討したうえで、八～九世紀の文献史料に見える「室」は何を示しているのかを考察していきたい。

一　六国史における「室」

（一）『続日本紀』の二つの用例

「室」は、『続日本紀』では、（ア）行幸叙位された既婚女性への呼称、（イ）王族ら貴人の妻への敬称――として使用され

る。

（ア）行幸叙位の「室」＝「其室」（表1）

表1は、『続日本紀』に記録された臣下第宅への行幸と叙位をまとめたものである。

行幸叙位は十七例に及ぶが、行幸先の官人の妻にあたる女性が叙位された場合、とくに「妾」と明記された一例をのぞいて呼称はすべて「其室」で統一されており、「妻」の語は使用されない。

表1―⑩、⑪に記載のある大野仲智の例は、「其室」と、いわゆる「正妻」の関係について示唆を与えるところがあるので、若干、触れておきたい。大野仲智は、最終的に尚侍兼尚蔵正三位にのぼった女官(9)で、藤原永手の妻であった。天平神護二（七六六）年と神護景雲三（七六九）年の二度にわたって行幸叙位され、「其室」と記載されたが、薨伝では永手との婚姻関係は記載されなかった。ちなみに、ほぼ一年の間に相前後して死去した高位の女性の薨伝は、次のようになる。（本論中の読み下し部分は新日本古典文学大系『続日本紀』による。以下、同）

◎天応元（七八一）年二月丙午条　三品能登内親王薨。（中略）内親王。天皇之女也。適二正五位下市原王一。生二五百井女王。五百枝王一。薨時年卅九。

◎同年三月己巳条　尚侍兼尚蔵正三位大野朝臣仲仟薨。従三位東人之女也。

◎延暦元（七八二）年四月己巳条　尚侍従二位藤原朝臣百能薨。兵部卿従三位麻呂之女也。適二右大臣従一位豊成一。大臣薨後。守レ志年久。供二奉内職一。見レ称二貞固一。薨時年六十三。

能登内親王は、光仁天皇の皇女で桓武天皇の同母姉にあたる。薨伝では、「正五位下市原王に適ひ（て）」と記された。『続日本紀』は、内親王の婚姻の表記に際しては、他の妻たちと区別して、いわゆる「正妻」扱いする編集方針をとって

表1 『続日本紀』における臣下第宅への行幸と叙位

（○囲み数字は、叙位対象が行幸先の官人の配偶者であることを明記した記事）

	年月日	西暦	記述	行幸先	叙位
1	天平十二年五月乙未	740	天皇幸右大臣相楽別業。宴飲酣暢。授大臣男无位奈良麻呂従五位下。	橘諸兄別業	大臣男
②	天平二十年八月己未	748	車駕幸散位従五位上葛井連広成之宅。延群臣宴飲。日暮留宿。明日。授広成及其室従五位下県犬養宿祢八重並正五位上。是日還宮。	葛井広成宅	宅主、其室
3	天平勝宝元年十月庚午 天平勝宝元年十月丙子	749	行幸河内国智識寺。以外従五位下茨田宿祢弓束女之宅。為行宮。 外従五位下茨田宿祢弓束女授正五位上。是日車駕還大郡宮。	茨田弓束女宅	宅主
4	天平勝宝四年四月乙酉	752	盧舎那大仏像成。始開眼。是日行幸東大寺。（略）是夕。天皇還御大納言藤原朝臣仲麻呂田村第。以為御在所。	藤原仲麻呂田村第	—
5	天平宝字元年五月辛亥	757	天皇移御田村宮。為改修大宮也。	田村宮（仲麻呂）	—
6	天平宝字四年正月甲子	760	幸大保第。以節部省絁綿。賜五位已上及従官主典已上各有差。	大保第（仲麻呂）	—
7	天平宝字四年正月丁卯	760	是日。高野天皇及帝幸太師第。授正六位上巨勢朝臣広足従五位下。従三位藤原朝臣袁比良正三位。従五位上池上王正五位上。従五位上賀茂朝臣小鮒。飯高公笠目並正五位下。賜陪従五位已上銭。	太師第（仲麻呂）	藤原袁比良女ら女官と男官
⑧	天平宝字五年八月甲子	761	高野天皇及帝幸薬師寺礼仏。奏呉楽於庭。施綿一千屯。還幸授刀督従四位上藤原朝臣御楯第。宴飲。授御楯正四位上。其室従四位下藤原恵美朝臣児従正四位下。	藤原御楯第	第主、其室
9	天平宝字五年十月庚午	761	幸近江按察使御楯第。転幸大師第。宴飲賜従官物有差。極歓而罷。	御楯第→大師第	—
⑩	天平神護二年正月癸酉	766	幸右大臣第授正二位。其室正五位上大野朝臣仲智従四位下。	藤原永手第	第主、其室
⑪	神護景雲三年二月壬寅	769	幸左大臣第授従一位。其男従五位上家依。従五位下雄依。其室正四位下大野朝臣仲智並賜一階。	藤原永手第	第主、其男、其室

12	神護景雲三年二月癸亥	769	幸右大臣第。授正二位。	吉備真備第	第主
⑬	宝亀三年二月戊辰	772	幸右大臣第。授正二位。其室正五位下多治比真人古奈祢正五位上。	中臣清麻呂第	第主、其室
14	宝亀三年八月甲寅	772	幸難波内親王第。	難波内親王第	—
⑮	宝亀五年十一月甲辰 宝亀五年十一月乙巳	774	幸坂合部内親王第。授従二位文室真人大市正二位。四品坂合部内親王三品。 授大市妾无位錦部連針魚女外従五位下。	坂合部内親王第	第主、大市 大市妾
16	宝亀八年三月戊辰	777	幸大納言藤原朝臣魚名曹司。賜従官物有差。授其男従六位上藤原朝臣末茂従五位下。百済簟篌師正六位上難金信外従五位下。	藤原魚名曹司	其男、男官
⑰	宝亀九年四月甲午	778	幸右大臣第。授第六息正六位上今麻呂従五位下。其室従四位下多治比真人古奈祢従四位上。	中臣清麻呂第	第六息、其室
18	延暦三年閏九月乙卯	784	天皇幸右大臣田村第宴飲。授其第三男弟友従五位下。	藤原是公第	其第三男
⑲	延暦六年八月甲辰	787	行幸高椅津。還過大納言従二位藤原朝臣継縄第。授其室正四位上百済王明信従三位。	藤原継縄第	其室
20	延暦六年十月丙申 延暦六年十月己亥	787	天皇行幸交野。放鷹遊獦。以大納言従二位藤原朝臣継縄別業為行宮矣。 主人率百済王等奏種々之楽。授従五位上百済王玄鏡。藤原朝臣乙叡並正五位下。正六位上百済王玄信。善貞。忠信並従五位下。正五位下藤原朝臣明子正五位上。従五位下藤原朝臣家野従五位上。无位百済王明本従五位下。是日還宮。	藤原継縄別業	— 乙叡、百済王氏、藤原氏
21	延暦十年四月丁巳	791	車駕幸弾正尹神王第宴飲。授其女浄庭王従五位下。	神王第	其女
22	延暦十年十月丁酉 延暦十年十月己亥	791	行幸交野。放鷹遊獦。以右大臣別業為行宮。 右大臣率百済王等奏百済楽。授正五位下藤原朝臣乙叡従四位下。従五位下百済王玄風。百済王善貞並従五位上。従五位下藤原朝臣淨子正五位下。正六位上百済王貞孫従五位下。	藤原継縄別業	— 乙叡、百済王氏、藤原氏

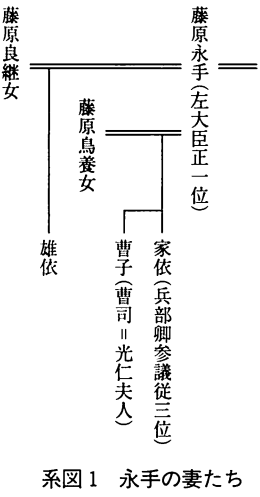

系図1　永手の妻たち

いると思われる。[10]「嫁ぐ」の意に加えて「正妻」の意味がある「適」[11]の使用は、その編集方針のあらわれといえるだろう。[12]以後、「適」は六国史で多用され、百能薨伝でも「右大臣従一位豊成に適けり」と記されて採用された。ところが、仲智は、行幸叙位記事で「其室」と記されながら、薨伝では「適」とされなかった。もちろん、『続日本紀』完成までの作業で薨伝記事の一部が削除されたということや、系図に残る所生子がなかったために婚姻関係が記載されなかったということも考えられるが、一方で、仲智にかんする記事は、「其室」が必ずしも「正妻」を意味するものではないという可能性を示唆するのである。

（イ）敬称としての「室」＝「継室」「賢室」

養老令は、女性配偶者の呼称を主に「妻」とした。[13]『日本書紀』には「室」呼称はなく、女性配偶者を指す語はおもに「妻」「婦」であり、それは天皇（大王）のキサキにも及んでいる。[14]『続日本紀』にいたって、新たに女性配偶者の呼称として「室」が登場したのである。その初見は、天平元（七二九）年の長屋王事件の際の吉備内親王自経記事であり、ほかに橘三千代と渤海王后が室と記載された。次の通りである。（傍線は引用者、以下、同）

◎天平元（七二九）年二月癸酉　令二王自尽一。其室二品吉備内親王。男従四位下膳夫王。无位桑田王。葛木王。鉤取王等。同亦自経。

◎天平宝字四（七六〇）年八月甲子　勅曰。子以レ祖為レ尊。祖以レ子亦貴。此則不易之彝式。聖主之善行也。其先朝太政大臣藤原朝臣者。非二唯功高一於天下一。是復皇家之外戚。是以。先朝贈二正一位太政大臣一。斯実雖下依二

我令」。已極㆗官位㆖。而准㆓周礼」。猶有レ不レ足。窃思勲績蓋㆓於宇宙」。朝賞未レ允㆓人望」。宜㆘依㆓斉太公故事」。追以㆓近江国十二郡」。封為㆗淡海公㆖。余官如レ故。継室従一位県狗養橘宿祢贈㆓正一位」。以為㆓大夫人」。

◎宝亀八（七七七）年五月癸酉　渤海使史都蒙等帰レ蕃。以㆓大学少允正六位上高麗朝臣殿継」為㆓送使」。賜㆓渤海王書」曰。天皇敬問㆓渤海国王」。（中略）又吊㆓彼国王后喪」曰。禍故無レ常。賢室殞逝。聞以惻怛。不淑如何。（以下、略）

吉備内親王は「其室」、橘三千代は不比等の「継室」、渤海王后は「賢室」と記載された。王族もしくは「公」に叙爵された貴人の妻への敬称として使用されており、『日本後紀』以降に引き継がれる用法である。吉備内親王は、行幸叙位以外で「其室」とされた唯一の例である。

以上の検討を経て表1を見直すと、一つの疑問が浮上する。『古事類苑』は「室」の説明にあたって江戸後期の国学者・小山田与清の『松屋筆記』中の記述を引いているが、与清はその中で、『有職問答巻四』が室を関白の妻に限るとし、一条兼良の『桃華藻葉』が大臣の妻を室と呼ぶ例があるとして、「されば室とは必三公の北方ならではいふまじき稱也」とした[15]。ここまで用法を限定するかどうかは別として、室を高官の妻とする認識があるのは事実である。ところが、『続日本紀』は、散位従五位上の葛井広成の妻である県犬養八重（表1—②）、授刀督従四位上の藤原御楯の妻である藤原児従（表1—⑧）を「其室」と呼び、左大臣の妻である吉備内親王と同列に扱っているのである。

（二）『日本後紀』以降の用例

『日本後紀』以降の時期になると、「室」の使用に変化が現れる。

◎仁寿三（八五三）年三月甲午　加㆓従三位源朝臣潔姫正三位」。授㆓正六位下難波連薭麻呂外従五位下」。縁㆓去月遊」

賞右大臣第二而恩及二家人一也。（『日本文徳天皇実録』）

源潔姫は、記事中の右大臣、藤原良房の妻である。前月の右大臣第への行幸の恩賞が「家人」に及んだというものであり、行幸叙位記事から「其室」が消えてしまう。代わって現れるのは、次のような記事である。

◎天長七（八三〇）年九月壬辰　天皇幸二大納言清原眞人夏野新造山荘一。擇二詞客卅人一令レ賦レ詩。應レ製也。賜二侍従及文人祿一有レ差。授二主人室无位葛井宿祢庭子。第二男正六位上瀧雄従五位下一。（『類聚国史』巻三十一天皇行幸下）

◎貞観九（八六七）年十月十日　右大臣正二位藤原朝臣良相薨。贈二正一位一。（中略）室大江氏。臨二大臣生年卅餘歳一。卒二於舊寢一。（『日本三代実録』）

◎貞観十一（八六九）年十二月七日　従四位下行伊豫權守當麻眞人清雄卒。清雄者。左京人也。祖従五位下吉嶋。父正六位上治田麿。清雄之姉爲二嵯峨天皇之幸姫一。生二源朝臣潔姫。全姫二皇女一。潔姫。是太政大臣忠仁公之室也。（同右）

大納言清原夏野、右大臣藤原良相、太政大臣忠仁公（藤原良房）の妻が、「主人室」「室」と呼ばれている。清原夏野は行幸時点では大納言だが、最終官位は右大臣従二位であった(16)。貞観年間の二例は、行幸記事ではない記事の中で「室」が登場する。『日本後紀』以後は、高官の妻としての意味で「室」が使用されているのである。

二　古代史料における「室」

（一）『礼記』『春秋左氏伝』の「室」

『大漢和辞典』は、「室」の意の一つを「妻」とし、用例として『礼記』を引用している（「禮、曲禮上」三十曰レ壯、有レ室。〔注〕有レ室、有レ妻也、妻稱レ室。」）。[17]『礼記』の記述は、士大夫層の一生の行動を礼によって規定した文脈中のものであり、ここでいう室が、庶人一般ではなく特定の階層の人の妻であることは疑いない。

また、『日本国語大辞典』は、室の意の一つを「貴人の妻。奥方。内室」とし、六国史初見史料などと並べて、『春秋左氏伝』桓公六年の「今以二君命一奔二斉之急一、而受レ室以帰、是以レ師昏也」を引用する。これは、鄭の太子忽（のちの昭公）が、斉の危急を救ったために斉侯に見込まれ、婚姻を求められたのを断ったというエピソード中の文章である。ここでは太子の妻の意味として室が使われている。『春秋左氏伝』は、周王、諸侯、卿・大夫・士、庶人で女性配偶者の呼称を使い分けており、周王は后、諸侯は夫人が主として使用され、卿・大夫以下では妻が多用されている。室は、先の太子の妻の他は、使用例はごくわずかであるが、[18]特定の身分を有する人の妻を指して使われている。

『礼記』『春秋左氏伝』ともに、養老学令で大学において学ぶべき経典とされており、[19]当時の官人層の中で「室」という漢語が貴人の妻を指すということ自体は、教養としては知られていたと思われる。

ところが、「室」の音と意味について、現存する最古の漢和辞典である『新撰字鏡』は、「詩質反。宮也。實也。巣也」とし、百科辞典である『和名類聚抄』は「白虎通云黄帝作室以避寒暑。音七。和名無呂。日本紀云無戸室。和名宇豆無呂」とする。ここには、人の妻、まして貴人の妻の意はない。これらの辞書類の成立は九世紀末から十世紀とされるが、その時期においても、「室」を「シツ」と読んだ場合には、ある空間や場所を示すにすぎず、貴人の妻を「室（シツ）」と

呼ぶことが定着していなかったことがうかがわれる。

（二）「富豪の室」と「家室」

さて、六国史以外の古代の史料では、「室」はどのように使われているのだろうか。まず、朝廷から発布された公文書での使用を、『類聚三代格』に見てみたい。律令は、女性配偶者を示す語として主に「妻」を用いる。[20] 格もまた、律令の改正法令としての性格から、律令に規定されて「妻」を使用している。[21] その中にあって、妻ではなく「室」を使用する格が二つある。一つは、延暦十一（七九二）年、もう一つは、天長七（八三〇）年の太政官符である。

◎太政官符

応レ禁二断両京僧一奢喪儀一事

右被二右大臣宣一偁。奉レ勅。送終之礼必従二省要一。如レ聞。豪富之室。市郭之人。猶競二奢靡一不レ遵二典法一。遂敢妄結二隊伍一假設二幡鐘一。諸如レ此類不レ可二勝言一。貴賤既無二等差一。資財空爲二損耗一。既窀之後酣酔而帰。非二唯虧一損風教一。實亦深二黷公私一。宜レ令下二所司一厳加中捉搦上。自今以後勿レ使二更然一。其有二官司相知故縦一者。与二所犯人一並科二違勅罪一。仍於二所在條坊及要路一明加二牓示一。

延暦十一年七月廿七日

◎太政官符

応下養二一活疫病百姓一者預二出身一叙中位階上事

右得二陸奥出羽両国解一偁。自二去年十一月一。所部之内。疫病流行。或挙レ家死去。無レ由二葬斂一。或駢レ頭痛苦。無レ人二看養一。雖レ勤二鎮謝一。有レ益無レ損。仍馳レ駅言上者。被二左近衛大将従三位兼守権大納言行民部卿清原真人

夏野宣二倆。奉レ勅。如レ聞。郷閭之間。疫病発動。則倆二染着一。曾不二至問一。因レ茲富豪之家積レ穀猶餓。況乎貧乏之輩有二何生理一。夫死生有レ命。脩短稟レ天。嫌避而求レ生。觸就以致レ死者。事無レ所レ據。仁靡レ不レ酬。徳必有レ報。豈行二仁徳一。還罹二其咎一。黎民之愚遂致二斯惑一。宜下仰二国司一。重加二誨諭一。勤令二医療一。酬中彼労効上。其養二一活病者一卅人以上。白丁者預二於内考一。自二入色一至二初位一。毎二十人一加二一階一。初位至二八位已上一。毎二廿人一加二一階一。外考入二内考一者減レ半。若養越二此法一者録レ名言上。量二其形迹一授以二五位一。但養二二「年」等以上親一者不レ在二此限一。若富豪之室。異輸二私物一施二飢病人一。亦同報酬。其法白丁輸レ稲一千束者預レ入二於内考一。入色至二初位一。毎レ階二百束。初位至二八位已上一。毎レ階四百束。外考入二内考一者減レ半。若費養之物越二此法一者。量二其形迹一。授以二五位一者。仍須下差二専當官一精加二採訪一。療養既訖具録言上。至二於仲秋一。惣従停止一。

天長七年四月廿九日

延暦十一年の太政官符は、京内の「豪富之室」が葬儀にあたって奢侈を競うことを禁じたものである。天長七年の太政官符は、陸奥出羽の疫病流行に際して、富豪層に飢病人救済のための私財投与を求め、それにたいする加階を定めたもので、「もし富豪の室、ことに私物をいだして飢病人に施さば、また同じく報酬せよ」とし、とくに富豪とは別にその「室」が私財を投じることを想定し、男性と同様の報酬を定めている点が注目される。

平安初期成立の仏教説話集である『日本霊異記』は、女性配偶者を妻と記し、「室」は登場しない。しかし、三つの話の中に「家室」が登場する。以下は、その登場場面である（本論中読み下し部分は中田祝夫全訳注『日本霊異記』上中下、講談社学術文庫による。傍線は引用者）。

◎上巻二　狐爲レ妻令レ生レ子縁　昔欽明天皇（是磯城嶋金刺宮御宇天國押開廣庭也）御世　三乃國大乃郡人應レ爲レ妻覓二好嬢一乗レ路而行。時曠野中遇二妹女一。（中略）彼犬之子毎向二家室一而期尅睚肯嗥吠。家室脅惶告二家長一此犬打殺。雖レ然患告而猶不レ

殺。於二二月三月之頃一設年米春時、其家室於二稲春女等一將レ充二間食一入於碓。即彼犬將レ咋家而追吠。（以下、略）

◎中巻十六　依下不二布施一与中放生上而現得二善悪報一縁　聖武天皇御代讃岐國香川郡坂田里有二一富人一。夫妻同姓綾君也。（中略）家室告二家長一曰、此二者嫗、駈仗非レ便。我慈悲故、入二家兒數一。長聞之曰、採レ飯而養、自レ今已後、各缺二自分一、施二彼耆嫗一。功徳之中、割二自身宍一、施レ他赦レ命、最上之行。今我所レ作、稱二彼功徳一。家口應レ語、折二分飯一而養。彼家口中、有二一使人一。不レ隨二主語一、厭二於耆姥一。漸使人、又厭不レ施。家室竊攝二分飯一而養。（以下、略）

◎中巻三十四　孤嬢女憑二敬観音銅像一示二奇表一得二現報一縁　諾楽右京殖槻寺之邊里有二一孤嬢一。（中略）爰日申時、急叩レ門喚レ人。出見、有二隣富家乳母一。大櫃貝納百味飲食、美味芬馥、无二不具物一。器皆鋺牒子。即與之言、聞レ有二客人一故、隣大家具進二納物一。唯器後給。嬢大歡喜、不レ勝二幸心一。（中略）嬢往二彼富家一而述二幸心一以慶貴之。隣家室曰、癡嬢子哉。若託レ鬼耶。我不レ知也。（以下、略）

「家室」を論じる際に繰り返し引用されてきた説話である。上巻二の「狐を妻として子を生ましめし縁」では、三乃国大乃郡の人の妻となり、稲春女たちへの間食の采配を振るうさまが描かれている狐が、夫の「家長」に対して「家室」と呼ばれている。中巻十六の「布施せぬと放生するとに依りて、現に善悪の報を得し縁」では、讃岐国香川郡坂田の里に住む「富める人」、夫妻同姓の綾君が、「家室」「家長」として登場し、「家口」「使人」を「駈ひ使ふ」立場の人間として描かれている。中巻三十四の「孤の嬢女の、観音の銅像を憑り敬ひしときに、奇しき表を示して、現報を得し縁」では、孤児の女が住む家の「隣の富める家」にいて、乳母に指示を与える立場の人物が「家室」と呼ばれている。

いずれも、使用人を駆使する富裕層の夫婦を「家長」「家室」と呼ぶ例であり、古代の富裕層における男女一対の経営の実態や、個別所有権にもとづく妻の経営関与、駆使する人々に対する統率権を示すものであることが指摘されてきた(22)。

これらの家室は、『類聚三代格』の「室」と比べて、ややスケールが小さく見えるものの、階層としては同じ層に属している。富豪の室、家室ともに、私財の所有権・処分権を有し、経営を担う富裕層の既婚女性であることをひとまず確認しておきたい。

なお、『霊異記』の「家室」の訓は、「伊戸乃止之」「家刀自」である。[23] 中巻三十四話では、「家室」の指示で隣家の孤児に「百味の飲食」を持参した乳母が、「客人有りと聞くが故に、隣の大家、具に物を進り納る。唯し器は後に給へ」と語っている。「家室」その人を、使用人に「大家」[24]と呼ばせ、「大家」が家室（家刀自）の別称たり得ることを示しているのである。この『霊異記』の用法を手がかりに、次に、古代の他の文献史料に見える「大家」を検討してみよう。

（三）大家と大刀自

一家を統率する立場にある既婚女性を「大家」と呼ぶ例は、『万葉集』にも見える。大伴安麻呂の妻で大伴坂上郎女の母である石川邑婆である。邑婆は、石川郎女と呼ばれるほか、次のように複数の呼び名を持つ。（本論中読み下し部分は、新日本古典文学大系『万葉集』による）

（ア）巻三―四六一左注　右新羅國尼名曰二理願一也。遠感二王徳一歸二化聖朝一。於レ時寄二住大納言大将軍大伴卿家一既逕二數紀一焉。惟以二天平七年乙亥一忽沈二運病一既趣二泉界一。於レ是大家石川命婦依二餌藥事一往二有間温泉一而不レ會二此喪一。但郎女獨留葬二送屍柩一既訖。仍作二此歌一贈二入温泉一。

（イ）巻四―五一八題詞　石川郎女歌一首［即佐保大伴大家也］

（ウ）巻二十―四四三九題詞　冬日幸二于靭負御井一之時内命婦石川朝臣應レ詔賦レ雪歌一首［諱曰二邑婆一］

石川邑婆は、命婦という呼称からも明らかなように五位以上の位階を帯びる女官であるが、『万葉集』では、登場する

場面によって呼び名が使い分けられている。(ウ)は、元正太上天皇が、病気のために参内が途絶えていた水主内親王に贈る歌を詠じるようにと女官たちに下命したのに対し、伺候していた石川邑婆だけが応えて作ったという歌の題詞である。出仕中のできごとであり、呼び名は、

内命婦　＋　ウヂ名（石川）　＋　朝臣

となっている。

一方で、(ア)は、大伴安麻呂が保護していた新羅の尼理願が死去したときに、石川邑婆が有間温泉に湯治に出かけていたため、娘の坂上郎女が代わって葬儀を取り仕切り、歌に添えて邑婆に経過を報告したというものである。尼理願の保護は安麻呂が始めたものだが、安麻呂自身はすでに和銅七（七一四）年に没している。理願は、大伴氏に保護されて「数紀を経たり」とされており、滞在は数十年にわたっていた。坂上郎女は挽歌の中に「頼めりし　人のことごと　草枕　旅なる間に（略）隠りましぬれ」と歌い込み、理願が大家石川命婦を頼りにしていたことを描き出しており、理願保護における石川命婦の役割の重みがうかがわれる。安麻呂死後、大伴氏の公卿には、安麻呂の子息の旅人（天平三＝七三一年に大納言従二位で死去）のほか、道足（天平七年時点で右大弁正四位下）らがいるが、とくに触れられていないことからも、作歌当時の天平七（七三五）年まで邑婆が役割を引き継いだと見てよいと思われる。理願の保護はもともと大伴氏が担っていたことであり、それに関与した際に、邑婆は、

大家　＋　ウヂ名（石川）　＋　命婦

と呼ばれたのである。

(イ)の「佐保大伴大家」は、大伴氏の安麻呂との婚姻関係を示す相聞歌の題詞に記された呼称であり、邑婆は、

第の名（佐保）　＋　夫のウヂ名（大伴）　＋　大家

と呼ばれている。この呼称は、記載していない写本があるため追記の可能性も否定できないが、夫の安麻呂は『万葉集』中で「佐保大納言卿」と呼ばれており[25]、石川邑婆が、大伴氏が担ってきた尼理願の保護に関係して「大家」と呼ばれ

たことから考えても、「佐保大家」「佐保大伴大家」と呼ばれた可能性は高いと思われる。[26]

この「大家」の読み方について、現在の『万葉集』の注釈書は、新日本古典文学大系を含めて「オホトジ」と訓じるのが一般的であり、ここでも「オホトジ」に従いたい。[27]

江戸前期の国学者・契沖は、『万葉代匠記』の中で巻三―四六一歌の左注に注釈し、「大家ハ、後漢書、曹大家傳云。和帝數召入レ宮、令下二皇后貴人一師中一事焉上。號曰二大家一」と解説している。曹大家は、班固の妹の班昭で、兄が未完で遺した『漢書』を後漢・和帝の命を受けて完成させ、鄧太后の執政を助けた儒学者である。曹は早世した夫の姓であり、

夫の姓　＋　大家

と呼ばれたわけである。[28]婚姻によって初めて女性の属する宗が決まり、大きく制限されるにせよ法的にも人格が認められる社会[29]にあっては、既婚女性が夫の姓を冠して呼ばれるのはある意味で当然である。この場合、大家は既婚女性への尊称である。[30]八世紀において『後漢書』がわが国で学ばれていたこともまた『続日本紀』で確認できる。[31]

続いて、大日本古文書に残る「大家」を検討していきたい。正倉院文書の天平十一年五月十八日付「北大家経写所啓」である（大日本古文書二―一七〇）。全文は左の通りである。

◎北大家経写所啓

請奉経四帙　大般若経者

右、縁到牒数請奉已訖、但到牒先後并六十帙者、斯誤亡、前日請奉経五十六帙之中、第卅帙之第八九十并三巻欠、亦返抄如何申送訖、今具状付還使申送、以啓、

天平十一年五月十八日資人石村布勢麻呂

北大家写経所の写経事業の性格、内容を仔細に検討された栄原永遠男氏によると、この啓は、光明皇后の援助のもとで

進められていた北家の藤原北夫人発願一切経写経事業の推進の過程で出されたもので、あて先は皇后宮職だという。[32] 内容は、皇后宮職から送られてきた大般若経四帙分の受取状である。

この啓の「北大家」については、北大臣家の「臣」が脱落したものであるとする見解、北家を「北大家」と称したとする見解がある。[33] じつは「大家」という言葉は、同時代の他の史料にも登場する。その史料もあわせて考えてみたい。

◎如意輪陀羅尼経[34]

大夫人観无量寿堂香函中禅誦経
天平十二年歳次庚(庚)辰四月廿二日戊寅以内家印
蹋西家経三字之上謬与大家蹋印書不可
雑乱亦即以印蹋此記上者見印下西家
之字応擬西宅之書故作別験永為亀鏡

これは、如意輪陀羅尼経の識語で、小倉滋司氏によると、光明皇后が記したものであるという。[35] 加藤優氏、小倉氏の研究に依拠しながら本文部分を読み下すと、次のようになろう。

天平十二年歳次庚辰の四月二十二日戊寅、内家印を以て西家経三字の上に蹋す。謬りて大家蹋印の書と雑乱すべからず。また即ち印を以て此の記の上に蹋すは、印下西家の字を現わしてまさに西宅の書に擬すべきためなり。故に別験を作りて永く亀鏡とす。

内家印は光明皇后の印、西家・西宅は、皇后の母の県犬養橘三千代の邸宅・家政機関であり、間違って「大家」が印を

捺した三千代の蔵書に、改めて内家の印を捺したので、大家印のものと混同させてはならないという意味である。[36] わずか一年の間に、光明皇后周辺の家または人物が「大家」と称されているわけで、この識語のいう「大家」は、前年に皇后宮職に啓を出した「北大家」と同一の家もしくは人物を指すとするのが妥当だろう。すると、皇后から大家と敬称され、三千代所蔵の経に印を捺すことができる当時生存中の人物といえば、皇后の異父姉の牟漏女王しかいないのではないだろうか。[37]

須田春子氏はかつて、「大家」を公卿貴人の寡婦で隠退した家刀自を呼ぶ尊称と解し、牟漏女王に比定された。[38] 房前の没後、牟漏女王は「北家の家刀自」として諸子を後見する立場にあったとされる。[39] 牟漏女王の第一男子である永手は天平十一（七三九）年には従五位下にすぎず、牟漏女王は後見という以上に北宅の主人として采配を振るっていたのではないか。福山敏男氏は、奈良時代の貴族の第宅の写経所に関して言及されたが、[40] 牟漏女王自身も写経所を保有し、北家写経所と共同して事業を推進していたために啓を出す必要が生じたとも考えられるのである。

私見では、「北大家」は牟漏女王を指すと考える。当時、北家は聖武天皇の夫人である藤原北夫人を擁しており、彼女は「北のオホトジ」と呼ばれていたと思われる。牟漏女王もまた、妹である光明皇后からオホトジと尊称される立場にあり、北殿または北宅を本拠とした房前の妻として「北のオホトジ」と呼ばれていたのではないだろうか。音にすれば同じ「北のオホトジ」であるが、一方はキサキであり、一方は女性尊属である。牟漏女王に対して、「北大刀自」ではなく、「北大家」という文字が充てられたのは、「北夫人」と区別するためだったのではないだろうか。

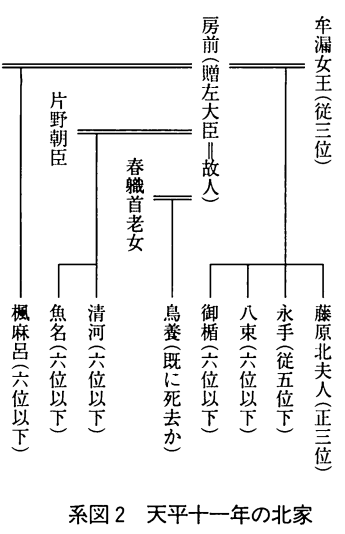

系図２　天平十一年の北家

以上の考察の結果、「北大家」は牟漏女王である蓋然性が高く、その場合、第宅名＋オホトジという呼称の例になると思われるのである。

なお、正倉院文書「写経目録」断簡に、天平三年八月十日に「西宅大刀自」のために仏頂経を写したことが記載されている（大日本古文書七―五）。先に「西宅」が橘三千代の邸宅で家政機関が置かれていたとのべた。三千代没後の天平五（七三三）年十二月に、「就二県犬養橘宿祢第一、宣レ詔、贈二従一位一。別勅、莫レ収二食封・資人一。」という措置がとられているが[41]、勅使を迎えた「第」は、この西宅であろうと思われる。「北大家」が牟漏女王であろうことは先述したが、たとえ「北大臣家」を示すものであったとしても、三千代の呼称によって、西宅大刀自、すなわち、第の名＋オホトジの名で呼ばれた例を見いだすことができるのである。

義江明子氏は、写経奥書の検討から、八世紀に貴族・官人層で夫婦単位のまとまりが社会的に重要な意味を持ち始めたことを解明し、八世紀半ばに中央官人層において夫とペアの「家刀自」が成立することを明らかにされた[42]。義江氏が考察された官人層夫婦のうち、夫の官位がもっとも高いのは長門国司日置山守・家刀自三首那夫婦であり、他の夫の官位は、一人は大宰府史生正六位上、他は姓を持つものの官位不明で、いずれも中下級官人層であった。しかし、大伴氏の新羅尼理願の保護という役割がらみで「大家」と呼ばれ、さらに「佐保大伴大家」と呼ばれた可能性のある石川邑婆の例や、夫が居住した第宅の呼称を付して「北大家」と呼ばれた牟漏女王の例は、夫婦単位のまとまりが上級貴族層においても重要な意味を持ち始め、夫とペアの「家刀自」が現れたことを示しているといえよう。

三　第宅と「室」

（一）　問題の整理

表2は、行幸時に叙位された妻たちの顔ぶれである。行幸叙位が天皇接待へのたんなる報賞であるなら、出仕していない妻が叙位に預ってもいいはずである。ところが、表2の限りでは、文室大市の「妾」と記載された錦部針魚女を除くと、

表2　行幸叙位された妻（『続日本紀』）　（最上段の洋数字は表1内の番号）

	名	呼称	行幸時の位階	最終職位	出典
②	県犬養八重	其室	従五位下	命婦従四位下	【続紀】天平宝字四年五月丙申条
7	藤原袁比良女	なし	従三位	尚蔵兼尚侍正三位	【続紀】天平宝字六年六月庚午条
⑧	藤原児従	其室	従四位下	正四位下＊1	【続紀】天平宝字五年八月甲子条
⑩	大野仲智	其室	正五位上	尚侍兼尚蔵正三位	【続紀】天応元年三月己巳条
⑪	大野仲智	其室	正四位下	同右	同右
⑬	多治比古奈祢	其室	正五位下	尚侍従四位□	中臣氏系図に「尚侍」。【祭主補任】に「従四位□」
⑮	錦部連針魚女	妾	無位	外従五位下＊2	【続紀】宝亀五年十一月乙巳条
⑰	多治比古奈祢	其室	従四位下	尚侍従四位□	中臣氏系図に「尚侍」。【祭主補任】に「従四位□」
⑲	百済王明信	其室	正四位上	尚侍従二位＊3	【後紀】延暦十六年正月辛亥条に「尚侍」。弘仁六年十月壬子条に「散事従二位」

＊1　【続紀】は死去記事を欠いており、最終職位は不明のため行幸時の位階を記す。＊2　藤原児従と同。最終位階不明。＊3　桓武朝で尚侍に就任したが、死去時は散事。

職名が判明するすべての妻が、尚侍、尚蔵など女官のトップクラスにのぼりつめている。職名不詳の県犬養八重も、彼女の宣にもとづいて薬師経を写したという東大寺写一切経所解（大日本古文書十―四五六）を始めとして、女官としての働きを伝える文書が残されており、藤原児従も、女孺として出仕したことが『続日本紀』に見える[43]。錦部針魚女を除くと、全員が出仕していたこと、すなわち女官であったことが確認できるのである。そのうえ、女官である妻たちは、全員、「其室」と記された。なぜなのだろうか。この意味を考察していきたい。

まず、行幸叙位を考える前提として、自身の第宅に行幸を迎えたのは、男官だけではなかったという点を確認しておきたい。表1―3は、天皇が河内に行幸した際、茨田弓束女の宅に赴き、そこを行宮としたという記事で、十月庚午（九日）に行幸し、還宮の日の丙子（十六日）に叙位されている。弓束女は、天平十七年正月七日の定例叙位で、県犬養八重、飯高笠目（最終身位は典侍従三位）[44]ら女官たちとともに叙位にあずかり、無位から一気に外従五位下となった[45]。同十九年には同族の枚野とともに宿祢を賜姓された[46]女官であった。

『日本後紀』以降にも、五百井女王の庄への桓武天皇の行幸（延暦十九＝八〇〇年）[47]、小野石子の第への嵯峨天皇の行幸（弘仁七＝八一六年）[48]がある。五百井女王は桓武天皇の同母姉・能登内親王と市原王との間の女で尚侍従二位[49]、小野石子は典侍正三位[50]を最終身位とする女官である。

また、表1で、「其室」が登場する行幸先は、すべて第または宅と表記される。表1―1の橘諸兄、20の藤原継縄の行幸先は「別業」、16の藤原魚名は「曹司」と記され、「其室」は登場しない。

先に、行幸叙位以外の「室」の使用例として吉備内親王（其室）、県犬養橘三千代（継室）、渤海王后（賢室）を挙げたが、このうち、行幸叙位記事と同じ「其室」と書かれた吉備内親王の場合も、長屋王事件をめぐる一連の記事において、長屋王宅が舞台となる中で「其室」とされている[51]。

このように見てくると、「其室」という呼称は、第宅と関連して使用されているということができよう。しかも、夫とペアで行動しているときに限って「其室」呼称が現れることは、注目に値する。

すでに見たように、女性もまた行幸を迎える主体であり得たことは、行幸を迎えるだけの基盤を彼女たちが有していたことを示している。女官である妻たちが行幸叙位にあたって昇叙されたのも、行幸時のたんなる報賞や、高官の妻だからというより、第宅の主人の立場にあって夫とともに行幸を迎えたからだと考えることができるだろう。その奉仕にあたって、主人の意に従って機能したのは、彼女たちが有する家政機関だったのではないだろうか。

（二）家政機関

養老令は、家令職員令で、有品の親王、職事三位以上に家政機関の設置と職員の配置を規定している。家令親王一品条に「内親王も此に准へよ」、職事一位条に「女も亦此に准へよ」とあり、女性もまた男官と同じく家政機関（家司）設置と職員派遣を保証されていたのである。さらに、有品親王・内親王には帳内、五位以上には資人が国家から支給された（軍防令給帳内条）。

養老三（七一九）年には、四位、五位の「家」に事業、防閤、仗身を補することが決められた[52]。四位、五位の家政機関（宅司）設置の開始である[53]。防閤は、制度導入の九年後（神亀五＝七二八年）に廃止され、替わって馬料が支給されることになったが[54]、この制度が女性にも適用されたことは、『延喜式』に「女官馬料」として残っていることから判断できる。宅司の長である宅事業の職務は、家令職員令に「掌。惣二知家事一」と規定された家令と同様の宅務であるとされる[55]。平安時代には、事業は、親王・三位以上の公卿の家司や無品親王の六位別当とともに保長となり、京内の釿猾を取り締まり道橋を保全する任を与えられている[56][57]。宅司の具体例については、岩橋小弥太氏、渡辺直彦氏らの研究に詳しいが[58]、ここではとくに女官の家政機関について、平安初期の五百井女王を例に見ておきたい。

◎五百井女王家寄進状（『平安遺文』二号、東南院文書三ノ四十一）

従四位上五百井女王家　「宇治院田」

合墾田伍町　在越中國
右、華厳院永進納如件、
延暦六年三月廿日
知家事中宮史生従八位下高向村主「諸上」

越中にある墾田五町を華厳院に寄進することを記した文書である。「知家事」が署名しているが、これは、大日本古文書に残る文書でも「家」と「宅」の用字は厳密に区別されて使用されてはいないことから、令外の職員である「知宅事」と解するべきだとされる[59]。この史料からは、四位の女官が家政機関を有していたこと、墾田の保有や寄進に見られるように、自身の収入にもとづく所有権と管理運営権を保持していたこと[60]、「知家事」として署名している高向諸上が桓武・能登の生母で当時中宮と呼ばれた高野新笠（五百井女王の祖母）に仕える史生であり、祖母に奉仕する官人が孫娘の家政機関の職員を兼ねるという人的結合[61]が見られること――などを確認することができる。

五百井女王は、大同三（八〇八）年に従三位に昇叙され、家令職員令にもとづく家令を置くことができる身位となった[62]。弘仁四（八一三）年に正三位、同六（八一五）年に従二位[63]に昇る。弘仁六年の尚侍従二位五百井女王家施入状が残っており、そこでは、家令、家従、大書吏、少書吏という、家令職員令の従二位家の規定通りの職員が連署している[64]。三位以上に叙されたのちに、令の規定通りの家司が設置されたことを示すこの史料からも、四位の段階において、養老三年の規定によって女官についても宅司が設置され運営されていたことを確認できるのである。

ここで、あらためて表2を見てみよう。この中で「其室」と表記された妻たちは、すべて、四位・五位の位階を帯びる女官で、宅司を設置できる有資格者であった。彼女たちの共通点は、「高官の妻」であるということではなく（散位従五位上葛井広成、授刀督従四位上藤原御楯は高官とはいえない）、国家から給付された人員による家政機関を持つことができたということなのである。みずからその家政機関の主人として行幸を迎える主体であったために、叙位に預ったと考えられ

るのである。藤原袁比良女は、夫である仲麻呂の第への行幸時に昇叙されたが、『続日本紀』では「其室」とは記載されなかった。理由は、叙位記事をみれば一目瞭然であるが、彼女は、行幸受け入れの主体としてその場にあったのではなかったからである。袁比良女とともに昇叙された女性たちをみると、池上王は、東大寺写経所雑文案に宣を伝えたことが残り[65]、仲麻呂の乱の後に、平定への功績を認められて勲二等を与えられた女官である[66]。賀茂小鮒も、正史初見の肩書が「女孺」と記された女官であり[67]、飯高笠目もまたベテラン女官であった。袁比良女は、これらの女官たちを率いて陪従し、そのトップとして叙位に預ったのである。また、行幸時に無位だった錦部針魚女だけが、家司・宅司設置資格を持たない妻であり、「其室」とも記されなかった。さらなる検討は必要ではあるが、針魚女は、通説である「高官の妻ゆえの行幸叙位」の嚆矢といえるかもしれない。

先に、曹司や別業と記載された場所への行幸では、「其室」は登場しないと指摘した。官人には京内に宅地が班給され、既述のように家政機関の長を保長として京内の治安維持の一端を担わせるというあり方からすれば、家政機関は京内の第宅に置かれたはずであり、曹司・別業に「其室」が登場しないのは当然のこととして説明がつくのである。

以上、八世紀から九世紀前半の史料を中心に、行幸叙位の際の「其室」の意味を検討した結果、「其室」は高官の妻の意ではなく、第宅に自身の家政機関を置き、采配を振るう女性を指す用語、すなわち、第宅のトジであったことが明らかになった。彼女たちは、石川邑婆や牟漏女王、橘三千代と同じく、自身と夫を中心とするまとまりのなかで「家刀自」の立場にあり、ときに親族を統率する女性尊属として「大家」「大刀自」と尊称されたのである。

四　「家室」「富豪之室」再考

三章までに見てきた視点で『類聚三代格』の「富豪之室」、『霊異記』の「家室」を見直すと、「其室」との共通点が見出される。

まず、『三代格』の「室」であるが、既述のように、格は、官人層の妻をいう場合でさえ「室」を使用せず、律令用語である「妻」を採用している。たとえば、神亀五（七二八）年に内外五位の差等を定めた太政官奏は、外五位の妻について、「妻者得二外命婦之号一。不レ入二朝参之例一」と記した。すなわち、外五位の妻は、外命婦と名乗ることは許すが、朝廷の重要な儀式に参列することは不可とした文書の中で、女性配偶者の呼称としては「妻」をとったのである。[68] ところが、前掲の天長七（八三〇）年の太政官符は、自身の私財を投じて疫病の患者を救う女性に対して、「富豪之室」と記した。これは、「富豪之妻」という記載では、太政官の意図を正確に伝えることができないとする判断が働いたのだといえよう。つまり、妻は女性配偶者を意味する言葉にすぎないが、「室」は、富豪のたんなる妻ではなく、夫とは別に私財を供出することができる女性を指したのである。家産所有主体であり、経営権・財産処分権を有する既婚女性の意として、「室」が選ばれたのだといえよう。

『霊異記』の「家室」も、家産所有主体であり、経営権・処分権を持つ既婚女性であった。「家室」「富豪之室」「其室」ともに、自身の財産と経営基盤を有しているのである。

ところで、「室」の訓を、平安期の漢和辞典である『類聚名義抄』は、「ムロ。スム。ヨル。トシ。カクフ。サヤ」とする。「トシ」は刀自と考えてよいだろう。『三代格』の富豪の「室」は、妻の意ではなく、私産の所有権・処分権を掌握する女性としての「トジ」の意で使用されたと思われる。「富豪之室」は「富豪のトジ」であり、「家室」は「家のトジ」、「其室」は、「誰々の妻」ではなく、第・宅の「トジ」であり、女主人を意味する。つまり、「第」「宅」＋「其室」＝第宅のトジ　なのである。

女官である妻の場合は、国家からの人的支給を中心とした家政機関を有した。家室、富豪の室の場合は、もちろん公的な支給に基づくものではなく、経営のあり方も、貴族層のような個人単位の「公的家」を基盤としたわけではない。[69] 国家給付に依存できない豪族層が依拠するのは、自力による経営の展開であり、財産所有は個人単位であっても、経営は個別経営ではなく、生活共同体を構成する人間の所有する財産を併合した上での強力な経営を「居住の場としての家を拠点に

展開する必要があった」とされる。[70] そのような経営体の中の統率者である女性たちに対して、「室」という表記が充てられたのである。

おわりに

『続日本紀』において、人の妻の意としての「其室」という言葉が未定着な中で、なぜ、行幸叙位時にのみ「其室」と記載されたのか。「其室」が、女官だけなのはなぜか。検討の結果、高官の妻としてではなく、自身の家政機関を有する第宅の主として行幸を迎え昇叙されたために、その第（イヘ）の主の意味として「其室」と表記されたことが明らかになった。女官として出仕し五位以上の位階を有する女性は、家政機関設置が可能となり、自身の生活・経済基盤を得ることによって（日常的な運営は、夫や他の親族の家政機関とともに複合的に行われたと考えるが）、行幸を迎える際に夫のサポート役ではなく第宅の一方の主人として奉仕できた。この実態が、「其室」という表記に反映したのである。それは、やがて公的地位からの女性の排除が進行し、官職を保持し続けることができた男性官人が経済力をも強めていく途上で、一時的に浮上した現象ではあるが、古代における女官の地位の一端を示すものとして注目されてよいと思われる。少なくとも八世紀から九世紀前半には、「室」の語が、貴族層にとどまらず豪族層の女性にまで使用されており、『日本霊異記』『類聚三代格』『続日本紀』における「室」「其室」が意味するものは、自身の所有権を基礎に、経営基盤を有して夫とともに経営を担う主体としての既婚女性（家刀自）に他ならないと考えられるのである。

注

（1）『続日本紀』和銅五年九月己巳条。「詔曰。故左大臣正二位多治比真人嶋之妻家原音那、贈右大臣従二位大伴宿祢御行之妻紀朝臣音那、並以夫存之日、相勧為国之道。夫亡之後、固守同墳之意。朕思彼貞節、感歎之深。宜此二人、各賜邑五十

戸。其家原音那加賜連姓。」。

（2）『続日本紀』延暦元年閏正月丁酉「獲氷上川継於大和国葛上郡。（略）詔、減死一等。配伊豆国三嶋。其妻藤原法壱、亦相随焉」。

（3）『続日本紀』天平五年正月庚戌条。三千代薨伝に「内命婦正三位県犬養橘宿祢三千代薨。遣従四位下高安王等、監護喪事。賜葬儀准散一位。命婦、皇后之母也」。

（4）『続日本紀』天平二十年八月己未条。後述。

（5）『続日本紀』天応元年二月丙午条「三品能登内親王薨。（略）内親王。天皇之女也。適正五位下市原王。生五百井女王。五百枝王。薨時年卅九」。

（6）中田薫「我が太古の婚姻法」（『法制史論集』第一巻、一九二六年、岩波書店）、松本芳夫「古代に於ける一夫多妻制について」（『史學』第十八巻四号、一九四〇年）、明石一紀『日本古代の親族構造』（一九九〇年、吉川弘文館）等が古代における嫡妻制の成立を主張したのに対し、関口裕子氏が『日本古代婚姻史の研究』下（一九九三年、塙書房）で反論されている（四〇頁）。北の政所については、藤木邦彦「北政所」（『平安王朝の政治と制度』一九九一年、吉川弘文館。初出は『古代研究』第二、一九五五年）、服藤早苗『平安朝の家と女性　北政所の成立』（一九九七年、平凡社）等がある。北の方については胡潔「平安貴族の正妻制とその実態――正妻の呼称の「北の方」の成立と使用を通じて――」（『国文』八十六号、一九九七年）、摂関家の婚姻関係を論じたものに梅村恵子「摂関家の正妻」（青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』一九八七年、吉川弘文館）等がある。

（7）鈴木景二「古代日本の行幸」（『ヒストリア』第一二五号、一九八九年）、仁藤敦史「古代王権と行幸」（『古代王権と官僚制』二〇〇〇年、臨川書店）等。

（8）玉井力氏も「天平期における女官の動向について」（『名古屋大学文学部二十周年記念論集』、一九六九年）、「光仁朝における女官の動向について」（『名古屋大学文学部研究論集』十七、一九七〇年）で女官の行幸叙位に触れたが、「室」呼称には言及されなかった。

（9）『続日本紀』天応元年三月己巳条、薨伝。天平宝字四（七六〇）年の正倉院文書にすでに「大野内侍」と見え、長い出

仕歴を有していたと思われる。

(10) 『続日本紀』では、「妾」は、三つの記事で使用される。一つは地方豪族女性への節婦顕彰記事であり（和銅七年十一月戊子条）、他の二つは、内親王の婚姻に関係した記事である。吉備内親王以外の長屋王の妻を「妾」とし（天平元年二月己卯条）、坂合部内親王が婚姻関係を結んでいたと想定される文室大市の別の妻（錦部針魚女）を「妾」とした記事である（表1―⑮）。即位前の光仁天皇の配偶関係も、井上内親王を「妃」とした（光仁天皇即位前紀）のに対し、高野新笠は「天皇龍潜之日、娉而納焉」として書き分けている（延暦九年正月壬子条、新笠崩伝）。

(11) 『大漢和辞典』による。

(12) 六国史は、斉明（皇極）天皇、持統天皇、元明天皇の婚姻もすべて「適」と表記する。『日本書紀』は斉明天皇即位前紀で高向王、舒明天皇との婚姻を「適」とし、持統稱制前紀でも天武天皇との婚姻を「適」とした。『続日本紀』の元明天皇即位前紀も、草壁皇子との婚姻を「適」で表現した。

(13) 戸令応分条、儀制令五等条、喪葬令京官三位条・同服紀条、獄令流人科断条、名例律犯流応配条など。他に「妾」「婦」も用いる。

(14) 『日本書紀』安閑元年十月甲子条に「天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣。」とあるほか、大臣や外国王族、豪族の女性配偶者も「妻」と記載される。

(15) 『古事類苑』人部二親戚上。『松屋筆記』（一九〇八年、國書刊行会）巻十二の廿六「室」、一〇六頁。

(16) 『続日本後紀』承和四年十月丁酉条。

(17) 全釈漢文大系第十二巻『礼記』上（一九七六年、集英社）による。

(18) 襄公四年に「淫因二羿室一、生二澆及一レ豷。」とあり、夏王朝を簒奪した羿の配偶者を室とする。また、昭公二年に「昆弟争レ室、而罪二也。」として、鄭の公孫黒が兄弟で妻を争った事件を記す際に室を使用している。

(19) 養老学令経周易尚書条など。

(20) 注(13)参照。

(21) 『類聚三代格』霊亀二年五月十七日太政官奏など。

(22) 河音能平「日本令における戸主と家長」(『中世封建制成立史論』一九七一年、東京大学出版会)、関口裕子「日本古代の家族形態と女性の地位」(家族史研究編集委員会編『家族史研究』第2集、一九八〇年、大月書店)、義江明子「「刀自」考」(『日本古代女性史論』二〇〇七年、吉川弘文館。初出は『史叢』四二号、一九八九年。総合女性史研究会編『日本女性史論集3 家と女性』一九九七年、吉川弘文館に再録)。

(23) 狩谷棭斎『校本日本霊異記』(日本古典全集)による。

(24) 中田祝夫全訳注『日本霊異記』上中下(講談社学術文庫)によると、音は「タイコ」である。

(25) 『万葉集』四—五二八左注、六四九左注。

(26) 「佐保大伴大家」は、西本願寺本には記載があるが、『校本万葉集』が底本とした寛永二十年版本には記載されていないなど、写本によって異同がある。しかし、追記であったとしても、大伴氏との関係で石川郎女が「大家」と呼ばれたという立論は成り立つものと考える。

(27) 全巻を完備する古写本の中で最古のものである『西本願寺本』は、尼理願の死を悼む反歌左注の「大家」の左に「オホイヘ」と書いている。佐佐木信綱編『校本万葉集』(一九三一年、岩波書店)によると、細井本は右に「オホイヘ」と振り、温故堂本、大矢本、京都帝国大学本は左に「オホイヘ」とあるとしている。佐竹昭広他編『校本万葉集〔新増補版〕』十一(一九八〇年、岩波書店)は、神宮文庫本が「オホイヘ」と訓じているとする。しかし、今日発刊の諸注釈書を見ると、新日本古典文学大系(岩波書店)、新編日本古典文学全集(小学館)ともに「大家」に「おほとじ」とルビを振っており、新潮日本古典集成(新潮社)は、読み下し部分を「大刀自(おほとじ)」としている。「大家」の訓は今日では「オホトジ」と収斂されており、本稿でも「オホトジ」に従う。

(28) 『後漢書』列傳七十四列女／曹世叔妻傳「扶風曹世叔妻者同郡班彪之女也。名昭字恵班。一名姫博學高才也。世叔早卒。有節行法度兄固著漢書。其八表及天文志未及竟而卒。和帝詔昭就東観蔵書閣踵而成之。(略)帝數召入宮。令皇后諸貴人師事焉。號曰大家。(以下、略)」参照。

(29) 滋賀秀三『中国家族法の原理』(一九六七年、創文社)。

(30) 『全譯後漢書』第二册(二〇〇四年、汲古書院)によると、音は「タイコ」である。

(31) 『続日本紀』神護景雲三年十月甲辰条。

(32) 栄原永遠男「北大家写経所と藤原北夫人発願一切経」(虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』(一九九五年、吉川弘文館)。

(33) 関口裕子氏は、「日本古代の豪貴族層における家族の特質について」下(原始古代社会研究会編『原始古代社会研究』6、一九八四年、校倉書房)で、「北大家」は「北大臣家」の臣の抜けたものだとされた。東野治之氏は「北家と北宮」(『日本歴史』五一二号、一九九一年)で房前没後の北家の呼称が、「左大臣家」「故左大臣家」から、ほどなく「北家」ないし「北大家」にかわったとされた。大山誠一氏は、「藤原房前没後の北家と長屋王家木簡」(『日本歴史』五三四号、一九九二年)で、「北大家」は「北家」「北家の大臣家」だとされた。

(34) 石山寺文化財綜合調査団編『石山寺古経聚英』(一九八五年、法蔵館)所載、「如意輪陀羅尼経」一巻(石山寺校倉聖教第一七函第七号)及び加藤優氏解説、加藤優「『如意輪陀羅尼経』の跋語について」(石山寺文化財綜合調査団編『石山寺の研究』深密蔵聖教篇下、一九九二年、法蔵館)による。なお、同解説及び論文、注(35)の小倉滋司氏、注(38)の西洋子氏の論文については、義江明子氏より教示を受けた。

(35) 小倉滋司「五月一日経願文作成の背景」(笹山晴生編『日本律令制の展開』二〇〇三年、吉川弘文館)。

(36) 注(34)加藤前掲解説及び論文、注(35)小倉前掲論文による。

(37) 小倉氏も注(35)の前掲論文で北大家を牟漏女王と比定された。

(38) 須田春子『律令制女性史研究』(一九七八年、千代田書房)。西洋子「岡本宅小考」(『国史談話会雑誌』三八号、一九九七年)も北大家の主を牟漏女王とされる。なお、須田氏が、「大家」を隠退した女性の尊称とされた点については、牟漏女王が「北大家経写所啓」提出の時点で従三位で、その後正三位に昇叙されている点から考えて首肯できず、従って妥当だとは考えない。

(39) 中井真孝「天平貴族の写経――藤原夫人願経を中心に――」(『行基と古代仏教』一九九一年、永田文昌堂。初出は『同朋』三六号、一九八一年)。

(40) 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」(『寺院建築の研究』中、一九八二年、中央公論美術出版)。初出は

『史学雑誌』四十三編十二号、一九三二年。

(41)『続日本紀』天平五年十二月辛酉条。

(42)注(22)義江前掲論文。

(43)『続日本紀』天平勝宝四年五月庚戌条。

(44)『続日本紀』宝亀八年五月戊寅条、飯高諸高薨伝。なお、飯高笠目がのちに改名して諸高を名乗ったことは、野村忠夫『後宮と女官』(一九七八年、教育社)、新日本古典文学大系『続日本紀』二、補注14—11などによる。

(45)『続日本紀』天平十七年正月乙丑条。

(46)『続日本紀』天平十九年六月辛亥条。

(47)『日本紀略』延暦十九年正月己酉条。

(48)『日本紀略』弘仁七年二月辛酉条。『類聚国史』巻三十一天皇行幸下。

(49)『日本紀略』弘仁八年十月丙寅条。

(50)『日本紀略』弘仁七年三月丁亥条。

(51)事件の発生を記すのは『続日本紀』天平元年二月辛未条。漆部君足らの告密を受けて藤原宇合らが「囲二長屋王宅一」という事態となった。翌日壬申条は、舎人親王、藤原武智麻呂らが「就二長屋王宅一、窮二問其罪一」するさまを伝え、次いで癸酉条で長屋王の自尽と吉備内親王の自経が記される。一連の舞台は終始、長屋王宅である。

(52)『続日本紀』養老三年十二月庚寅条。

(53)岩橋小弥太「宅司考」(『上代官職制度の研究』一九六二年、吉川弘文館)。

(54)『続日本紀』神亀五年三月甲子条。延喜中務省式「女官馬料」。

(55)渡辺直彦「令制家令の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版、一九七八年、吉川弘文館)。

(56)『三代実録』貞観四年三月十五日条、『類聚三代格』貞観四年三月十五日太政官符。

(57)注(53)岩橋前掲論文。春名宏昭「官人家の家政機関」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、一九九三年、吉川弘文館)。

(58) 注(53)岩橋前掲論文、注(55)渡辺前掲論文。藤木邦彦「権勢家の家政」(『平安王朝の政治と制度』一九九一年、吉川弘文館。初出は「奈良平安期における権勢家の家政について」と題して『歴史と文化』Ⅰ、一九五二年に掲載)。

(59) 注(55)渡辺前掲論文。

(60) 注(6)服藤前掲論文

(61) 注(55)渡辺前掲論文。

(62) 『日本後紀』大同三年十一月丙申条。

(63) 『日本後紀』弘仁四年正月壬戌条、同六年七月甲申条。

(64) 『平安遺文』三八号「五百井女王家施入状」(東南院文書三ノ四十)。

(65) 『大日本古文書』十四―四〇三。『日本古代人名辞典』。

(66) 『続日本紀』天平神護元年正月己亥条。

(67) 『続日本紀』天平勝宝四年五月壬子条。新日本古典文学大系『続日本紀』三、一二〇頁脚注六、七、同三四四頁脚注九による。

(68) 『類聚三代格』神亀五年三月二十八日太政官奏。

(69) 現実には、長屋王・吉備内親王第のように複数の家政機関が融合的に営まれたり、高野新笠・五百井女王家のように、親族間での人員の結合が見られることはいうまでもない。

(70) 注(33)関口前掲論文。

(専修大学大学院　日本古代史)